参考資料

- 1 三重県内の外国人住民数の状況(2015(平成27)年12月末現在)
- 2 三重県内の外国人住民数推移
- 3 外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章 (2008(平成 20)年1月21日)
- 4 地域における多文化共生推進プランについて

(2006 (平成 18) 年 3 月 27 日 総務省自治行政局国際室長)

5 日系定住外国人施策の推進について

(2014(平成26)年3月31日日系定住外国人施策推進会議)

- 6 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画<抜粋>
- 7 三重県人権施策基本方針(第二次改定) < 抜粋>
- 8 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プランく抜粋>

県内の外国人住民数が41.625人に増加しました

外国人住民国籍別人口調査(平成27年12月31日現在)の結果

三重県では、市町の協力を得て外国人住民数の調査を年1回実施しています。調査結果の概要 は以下のとおりです。詳細は別添資料をご参照ください。

なお、この調査結果において、平成23年以前の「外国人住民数」は、外国人登録法に基づく 外国人登録者数を指します。

調査結果概要

(1) 平成27年末現在の三重県内の外国人住民数

41,625人(前年比374人、0.9%增)

- ※なお、外国人住民数は、10年前の平成17年(47,551人)より0.88倍、 平成元年(10,441人)より3.99倍となっています。
- (2) 県内総人口に占める外国人住民の割合

2. 25%(前年の2. 22%(三重県調べ)より0. 03ポイント増)

- ※参考データ:平成26年末現在2.35%(全国第3位「法務省 在留外国人統計」より)
- (3)国籍別の外国人住民数では、多い国から順に下記のとおりとなりました。

また、出身国籍の数は106か国(平成26年末 103か国)でした。

- ・ブラジル 11, 133人、前年比3.2%減
- •中国 8,216人、前年比5.9%減
- ・フィリピン 6,000人、前年比1.9%増
- (4) 市町別の外国人住民数では、多い市町から順に下記のとおりとなりました。
 - ・四日市市 7.876人、外国人住民の割合2.52%
 - 津市 7,403人、同2.62%
 - ・鈴鹿市 7,011人、同3.50%

また、外国人住民の割合では、多い市町から順に下記のとおりとなりました。

- ・伊賀市
- 4. 42%
- ・木曽岬町
- 4. 29%
- ・鈴鹿市
- 3.50%

資料編:三重県内の外国人の状況について

平成 27 年 12 月末現在の三重県の外国人住民数は 41,625 人で、前年より 374 人 (0.9%) 増加しました。外国人住民数は、平成 20 年の 53,082 人をピークに、経済状況の悪化に伴い減少を続けていましたが、昨年から 2 年連続で増加しました。

外国人住民数は、10年前(平成17年:47,551人)の0.88倍、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)が改正される前の26年前(平成元年:10,441人)の3.99倍となっています。

また、県内総人口に占める外国人住民の割合は 0.03 ポイント増加し、2.25%になりました(前年 2.35%:全国3位「法務省 在留外国人統計」)。

1. 国籍別内訳

本県の外国人住民数を国籍別にみると、ブラジルが 11,133 人で全体の 26.7%を占め、以下中国、フィリピン、韓国又は朝鮮、ペルーと続いており、上位 5 か国で 79.9%を占めます。国籍別の上位 10 か国の順位に変化はありませんでした。また、国籍の数は、前年より 3 か国増加し、106 か国でした。

ブラジルは、平成 20 年の 21,487 人から 7 年連続で減少し、平成 27 年末には前年比 3.2%減の 11,133 人となりました。

中国も、平成 20 年の 9,993 人から 7 年連続で減少し、平成 27 年末には前年比 5.9%減の 8,216 人となりました。

フィリピンは、平成 22 年の 5,443 人から 2 年連続で減少していましたが、平成 25 年から増加し、平成 27 年末には前年比 1.9%増の 6,000 人となりました。

韓国又は朝鮮は、平成 2 年の 8,332 人から減少し、平成 27 年末には前年比 2.9%減の 4,954 人となりました。

順位	国籍	外国人住民数	構成比	増減数	増減率
1	ブラジル	11,133 人	26.7%	-372 人	-3.2%
2	中国	8,216 人	19.7%	-515 人	-5.9%
3	フィリピン	6,000 人	14.4%	110 人	1.9%
4	韓国又は朝鮮	4,954 人	11.9%	-149 人	-2.9%
5	ペルー	2,976 人	7.1%	36 人	1.2%
6	ベトナム	2,509 人	6.0%	727 人	40.8%
7	タイ	1,171 人	2.8%	102 人	9.5%
8	インドネシア	984 人	2.4%	97 人	10.9%
9	ボリビア	880 人	2.1%	37 人	4.4%
1 0	ネパール	540 人	1.3%	69 人	14.6%
	その他	2,262 人	5.4%	232 人	11.4%
	三重県計	41,625 人	100.0%	374 人	0.9%

- ・朝鮮とは、朝鮮半島出身者をいいます。中国には、台湾出身者を含みます。
- ・構成比は四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

国籍別順位上位 5 か国の外国人住民数が多い市町は次のとおりです。()内の数値は、三重県内の同国籍の外国人住民数全体に占める割合です。

国 籍	第	1位	第	2位	第	3位
ブラジル	鈴鹿市	2,527人	四日市市	2,037 人	津市	1,917人
11,133人		(22.7%)		(18.3%)		(17.2%)
中国	津市	1,706人	四日市市	1,481人	鈴鹿市	922 人
8,216人		(20.8%)		(18.0%)		(11.2%)
フィリピン	松阪市	2,326 人	津市	1,187人	四日市市	707 人
6,000人		(38.8%)		(19.8%)		(11.8%)
韓国又は朝鮮	四日市市	1,758人	桑名市	709 人	鈴鹿市	591 人
4, 954人		(35.5%)		(14. 3%)		(11.9%)
ペルー	鈴鹿市	1,195人	伊賀市	441 人	四日市市	433 人
2,976人		(40.2%)		(14.8%)		(14.5%)

2. 市町別内訳

市町別外国人住民数の上位 10 市町は以下のとおりです。昨年から順位の変化はありませんでした。 上位 10 市町で全体の 91.4%を占めています。

順位	市町名	外国人住民数	構成比	増減数	増減率
1	四日市市	7,876人	18. 9%	186 人	2. 4%
2	津 市	7,403 人	17. 8%	139 人	1. 9%
3	鈴 鹿 市	7,011 人	16. 8%	49 人	0. 7%
4	伊賀市	4, 184 人	10. 1%	4 人	0.1%
5	松 阪 市	3,840 人	9. 2%	-124 人	-3.1%
6	桑名市	3,049 人	7. 3%	115 人	3.9%
7	亀 山 市	1,647 人	4.0%	-64 人	-3. 7%
8	いなべ市	1,419人	3.4%	31 人	2. 2%
9	伊勢市	836 人	2.0%	-50 人	-5.6%
1 0	菰 野 町	779 人	1.9%	-22 人	-2.7%

外国人住民数上位 5 市町における外国人住民数の多い国籍は、次のとおりです。() 内の数値は、 同市町内外国人住民全体に占める割合です。

市町村名	第1	位	第2位	立	第3	位
四日市市	ブラジル	2,037 人	韓国又は朝鮮	1,758人	中国	1,481人
7,876人		(25.9%)		(22.3%)		(18.8%)
津市	ブラジル	1,917人	中国	1,706人	フィリピン	1,187人
7,403 人		(25.9%)		(23.0%)		(16.0%)
鈴鹿市	ブラジル	2,527人	ペルー	1,195人	中国	922 人
7,011 人		(36.0%)		(17.0%)		(13.2%)
伊賀市	ブラジル	1,891人	中国	699 人	ペルー	441 人
4, 184 人		(45.2%)		(16.7%)		(10.5%)
松阪市	フィリピン	2,326人	中国	642 人	韓国又は朝無	第 260 人
3,840 人		(60.6%)		(16.7%)		(6.8%)

3. 市町別外国人住民数の割合

総人口に占める外国人住民数の割合が高い上位 10 市町は、次のとおりです。昨年から順位の変化はありませんでした。

順位	市町名	外国人の割合	外国人住民数	日本人の人口
1	伊賀市	4. 42%	4, 184 人	90,524 人
2	木曽岬町	4. 29%	276 人	6,162 人
3	鈴鹿市	3. 50%	7,011 人	193,537 人
4	亀山市	3. 31%	1,647 人	48, 143 人
5	いなべ市	3. 09%	1,419人	44,546 人
6	川越町	2. 68%	400 人	14,522 人
7	津市	2.62%	7,403 人	275,628 人
8	四日市市	2. 52%	7,876人	304,601 人
9	松 阪 市	2. 29%	3,840 人	163,603 人
1 0	桑名市	2. 13%	3,049 人	140,100 人
=	重 県 計	2. 25%	41,625 人	1,808,403 人

4. 外国人住民数の推移

過去の外国人住民数の推移は次のとおりです。指数は入管法の改正(※)以前の平成元年を 100 として計算しています。

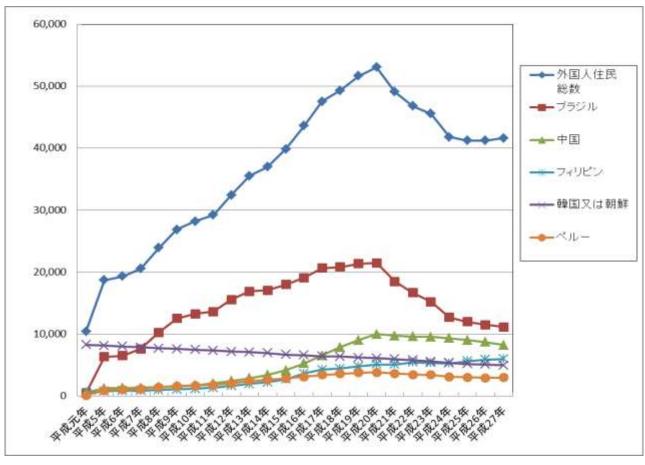
(※)【参考】入管法の改正

平成元年に成立、翌平成2年(1990年)に施行された「出入国管理及び難民認定法」の改正で、 日系3世までの外国人について活動に制限を設けない「定住者」という在留資格を新設するなど従来の 在留資格を大幅に拡充する等の改正が行われた。

年	外国人住民数	対前年増減率	指数
平成元年	10,441 人	_	100
平成2年	11,988 人	14.8%	115
平成3年	15,617 人	30. 3%	150
平成4年	17,988 人	15. 2%	172
平成5年	18,688 人	3.9%	179
平成6年	19,313 人	3.3%	185
平成7年	20,566 人	6.5%	197
平成8年	23,926 人	16. 3%	229
平成9年	26,856 人	12.2%	257
平成10年	28, 203 人	5.0%	270
平成11年	29, 199 人	3.5%	280
平成12年	32,457 人	11.2%	311
平成13年	35,524 人	9.4%	340
平成14年	36,988 人	4.1%	354
平成15年	39,838 人	7. 7%	382
平成16年	43,621 人	9.5%	418
平成17年	47,551 人	9.0%	455
平成18年	49, 304 人	3. 7%	472
平成19年	51,638 人	4.7%	495
平成20年	53,082 人	2.8%	508
平成21年	49,076 人	-7.5%	470
平成22年	46,817 人	-4.6%	448
平成23年	45,547 人	-2.7%	436
平成24年	41,811 人	-8.2%	400
平成25年	41,221 人	-1.4%	395
平成26年	41,251 人	0.1%	395
平成27年	41,625 人	0.9%	399

年	外国人住民総数	ブラジル	中国	フィリピン	韓国又は朝鮮	ペルー
平成元年	10, 441	521	581	459	8, 256	83
平成5年	18, 688	6, 320	1, 257	748	8, 151	888
平成6年	19, 313	6, 504	1, 293	918	8, 025	1, 025
平成7年	20, 566	7, 616	1, 357	839	7, 899	1, 171
平成8年	23, 926	10, 259	1, 476	966	7, 702	1, 430
平成9年	26, 856	12, 516	1,641	1, 059	7, 625	1, 565
平成 10 年	28, 203	13, 248	1,748	1, 157	7, 492	1, 671
平成 11 年	29, 199	13, 611	2,042	1, 322	7, 352	1, 788
平成 12 年	32, 457	15, 574	2, 425	1, 635	7, 182	2, 057
平成 13 年	35, 524	16, 882	2,884	1, 967	7, 086	2, 440
平成 14 年	36, 988	17, 064	3, 413	2, 202	6, 933	2,630
平成 15 年	39, 838	17, 984	4, 167	2, 726	6, 681	2, 855
平成 16 年	43, 621	19, 095	5, 270	3, 645	6,602	3, 112
平成 17 年	47, 551	20, 659	6, 562	4, 249	6, 411	3, 432
平成 18 年	49, 304	20, 801	7, 891	4, 414	6, 363	3, 593
平成 19 年	51, 638	21, 338	9, 019	4, 764	6, 205	3, 787
平成 20 年	53, 082	21, 487	9, 993	5, 094	6, 095	3, 793
平成 21 年	49, 076	18, 461	9, 733	5, 091	5, 981	3, 635
平成 22 年	46, 817	16, 651	9, 588	5, 443	5, 789	3, 467
平成 23 年	45, 547	15, 232	9, 553	5, 375	5, 584	3, 403
平成 24 年	41,811	12, 674	9, 354	5, 289	5, 360	3, 105
平成 25 年	41, 221	12, 002	9,015	5, 646	5, 195	3, 017
平成 26 年	41, 251	11, 505	8, 731	5, 890	5, 103	2, 940
平成 27 年	41, 625	11, 133	8, 216	6,000	4, 954	2, 976

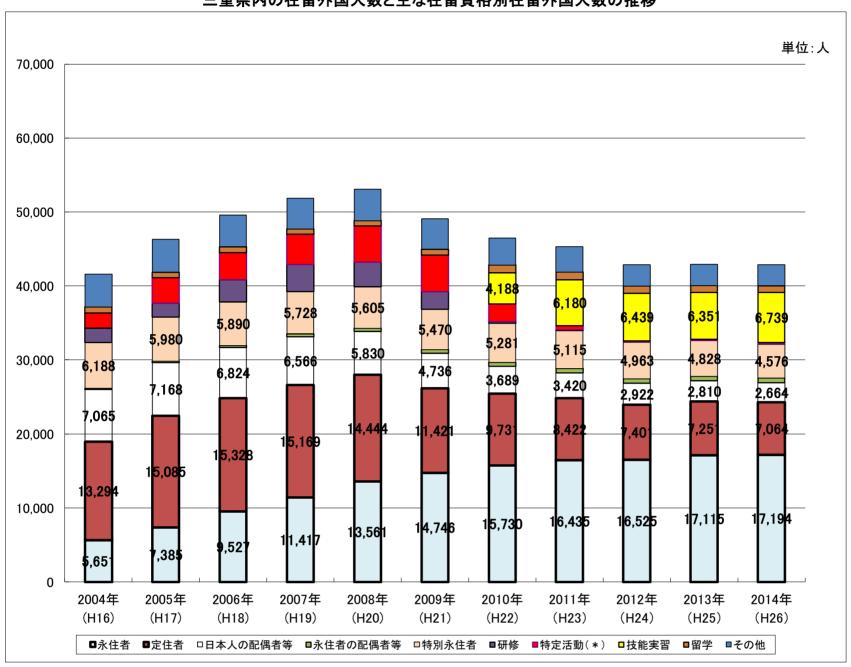
外国人住民数の推移



(注) この調査結果において、平成23年以前の「外国人住民数」は、外国人登録法に基づく 外国人登録者数を指します。

市町村名	外国人住民数 合計 (平成27 年12月末)	外国人住民数 合計 (平成26 年12月末)	外国人住民数 の増加率	日本人の 人口	外国人住民の 割合	ルジデブ	中国(令漢令む)	アポン	韓国又は朝鮮	-11°V	A*Y+4	×	小物	本兆	₩-,u*	その他
三重県計	41,625	41,251	%6.0	1,808,403	2.25%	11,133	8,216	6,000	4,954	2,976	2,509	1,171	984	880	540	2,262
津市	7,403		1.9%	275,628	2.62%	1,917	1,706	1187	486	164	585	217	185	341	155	460
四日市市	7,876	7,690	2.4%	304,601	2.52%	2,037	1,481	707	1,758	433	374	205	104	188	249	340
伊勢市	836	886	%9°S-	128,928	0.64%	100	316	72	164	9	45	36	9	0	17	74
松阪市	3,840	3,964	-3.1%	163,603	2.29%	212	642	2326	260	38	124	61	39	8	6	121
兼名市	3,049	2,934	3.9%	140,100	2.13%	627	524	351	709	188	243	20	48	34	27	278
鈴鹿市	7,011	6,962	0.7%	193,537	3.50%	2,527	922	503	591	1195	270	167	239	204	25	368
名張市	524	460	13.9%	79,945	0.65%	63	156	89	125	3	2	30	13	0	5	35
尾鷲市	151	149	1.3%	18,967	0.79%	က	53	37	33	0	S	0	9	0	0	16
亀山市	1,647	1,711	-3.7%	48,143	3.31%	772	316	128	74	99	106	17	49	65	18	36
鳥羽市	202	184	80.0	19,862	1.01%	-	131	12	13	0	ia v is	31	2	0	0	Ť
熊野市	74	77	-3.9%	17,899	0.41%		33	21	7	0	0	9	0	0	0	9
いなべ市	1,419	1,388	2.2%	44,546	3.09%	396	233	89	76	301	182	3	30	12	വ	64
志摩市	270	258	4.7%	52,673	0.51%	O	71	17	30	0	6	64	42	0	0	28
伊賀市	4,184	4,180	0.1%	90,524	4.42%	1,891	669	164	314	441	245	172	76	23	11	148
十二	276	281	-1.8%	6,162	4.29%	78	21	17	18	12	28	23	15	0	0	64
東員町	470	456	31%	25,055	1.84%	164	74	32	62	35	63	10	2	-	7	20
菰野町	779	801	-2.7%	0: 4	1.87%	191	144	39	92	20	Ŧ	41	56	2	9	77
朝日町	140	134	4.5%	10,340	1.34%	9	43	တ	13	15	9	C)	-	0	0	20
国盟二	400	397	0.8%	14,522	2.68%	98	130	28	45	56	17	2	9	2	0	28
多河町	107	106	%6'O	14,993	0.71%	14	39	15	9	0	4	1	10	0	0	g
明和	154	175	-12.0%	23,006	0.66%	വ	63	14	32	<i>T</i>	12	ო	+	0	0	23
十七四	73	70	4.3%	9,821	0.74%	-	37	80	9	100	14	0	0	0	0	9
田城町	182	195	-6.7%	15,564	1.16%	-	132	4	O)	0	20	00	0	0	0	00
東公町	44	41	7.3%	8,524	0.51%	0	25	4	2	0	· •	2	O	0	0	-
大約町	88	95	-7.4%	9,255	0.94%	n	53	12	13	0	2	0	ന	0	0	2
南伊勢町	46	42	9.5%	13,915	0.33%	•	22	œ	2	0	9	4	*	0	0	2
約北町	261	247	5.7%	16,978	1.51%	,-	66	74	80	7.	22	+	37	0	9	12
御消用	43	41	4.9%	9,070	0.47%	0	വ	12	2	0	Ξ	က	4	0	0	က
紀宝町	76	63	20.6%	11,461	0.66%	-	46	21	-	0	0	2	0	0	0	2

三重県内の在留外国人数と主な在留資格別在留外国人数の推移



年	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012 年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)
永住者	5,651	7,385	9,527	11,417	13,561	14,746	15,730	16,435	16,525	17,115	17,194
定住者	13,294	15,085	15,328	15,169	14,444	11,421	9,731	8,422	7,401	7,251	7,064
日本人の配偶者等	7,065	7,168	6,824	6,566	5,830	4,736	3,689	3,420	2,922	2,810	2,664
永住者の配偶者等	138	201	272	383	438	491	541	580	617	609	644
特別永住者	6,188	5,980	5,890	5,728	5,605	5,470	5,281	5,115	4,963	4,828	4,576
研修	1,970	1,875	2,982	3,624	3,340	2,384	239	94	24	20	24
特定活動(*)	2,054	3,408	3,676	4,128	4,896	4,921	2,374	591	148	151	202
技能実習							4,188	6,180	6,439	6,351	6,739
留学	797	752	791	693	715	804	1,050	1,048	950	919	915
その他	4,447	4,480	4,303	4,127	4,244	4,114	3,652	3,427	2,890	2,891	2,875
在留外国人数	41,604	46,334	49,593	51,835	53,073	49,087	46,475	45,312	42,879	42,945	42,897

各年12月末の数字

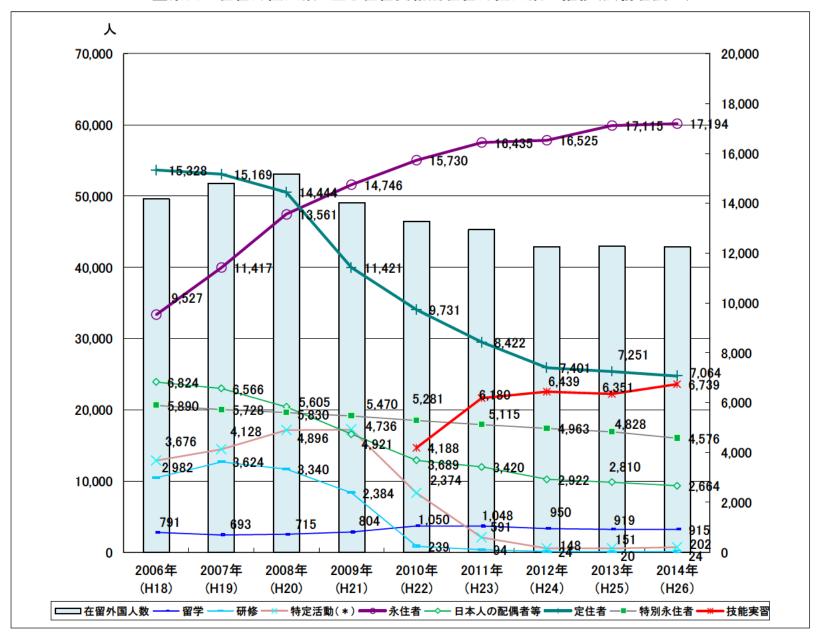
法務省入国管理局「在留外国人統計」を基に多文化共生課作成

²⁰¹¹年までは外国人登録者数。2012年は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数

^{*}特定活動:法務大臣が特に指定する活動 技能実習生、外交官、インターンシップ等

⁽平成22年度から在留資格「技能実習」が新設されたため減少している)

三重県内の在留外国人数と主な在留資格別在留外国人数の推移(法務省調べ)



年	2006 年 (H18)	2007 年 (H19)	2008 年 (H20)	2009 年 (H21)	2010 年 (H22)	2011年 (H23)	2012 年 (H24)	2013 年 (H25)	2014年 (H26)
在留外国人数	49,593	51,835	53,073	49,087	46,475	45,312	42,879	42,945	42,897
留学	791	693	715	804	1,050	1,048	950	919	915
研修	2,982	3,624	3,340	2,384	239	94	24	20	24
特定活動(*)	3,676	4,128	4,896	4,921	2,374	591	148	151	202
技能実習					4,188	6,180	6,439	6,351	6,739
永住者	9,527	11,417	13,561	14,746	15,730	16,435	16,525	17,115	17,194
日本人の配偶者等	6,824	6,566	5,830	4,736	3,689	3,420	2,922	2,810	2,664
定住者	15,328	15,169	14,444	11,421	9,731	8,422	7,401	7,251	7,064
特別永住者	5,890	5,728	5,605	5,470	5,281	5,115	4,963	4,828	4,576

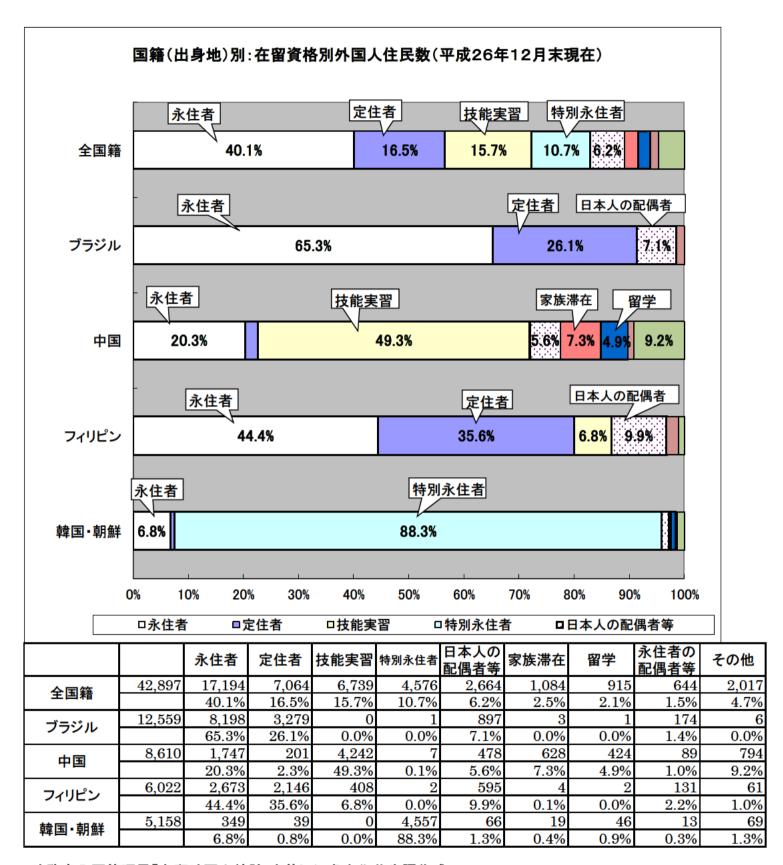
各年12月末の数字

法務省入国管理局「在留外国人統計」を基にに多文化共生課作成

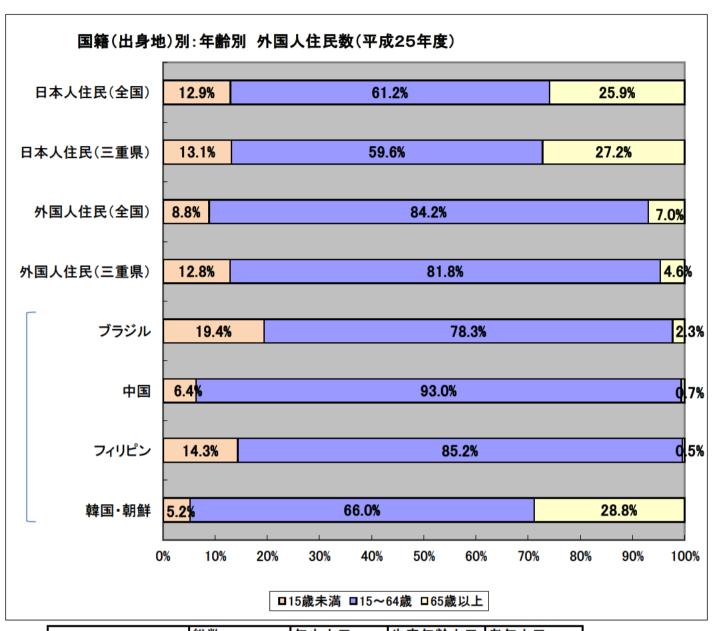
²⁰¹¹年までは外国人登録者数。2012年は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数

^{*}特定活動:法務大臣が特に指定する活動 技能実習生、外交官、インターンシップ等

⁽平成22年度から在留資格「技能実習」が新設されたため減少している)



法務省入国管理局「在留外国人統計」を基にに多文化共生課作成



							_
			総数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	
				15歳未満	15~64歳	65歳以上	
		全国	126,163,576	16,310,018	77,172,787	32,680,764	
	日本人住民	보	120,100,070	12.9%	61.2%	25.9%	
級人	日本八任氏	三重県	1,818,842	239,059	1,084,257	495,526	
		一里示	1,010,042	13.1%	59.6%	27.2%	
総務省		全国	2,062,907	182,125	1,736,633	144,077	×
■態	外国人住民	보	2,002,907	8.8%	84.2%	7.0%	
	外国人住民	三重県	41,271	5,273	33,758	1,906	×
		一里不	41,271	12.8%	81.8%	4.6%	
	全国籍	Σ.	42,897	5,529	35,382	1,986	
	在 ———	1	42,037	12.9%	82.5%	4.6%	
法留		L.	12,559	2,432	9,836	291	
外	7 7 7 7		12,000	19.4%	78.3%	2.3%	
務国	中国		8,610	547	8,006	57	
人	1		8,010	6.4%	93.0%	0.7%	
省統	フィリピ	٥٠,		864	5,130	28	
計	ンイン		6,022	14.3%	85.2%	0.5%	
P	韓国•朝	岳¥	5,158	268	3,402	1,488	
	拜凶 勃	***	0,100	5.2%	66.0%	28.8%	

※非公表分を除いており、総数と一致しない。

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(H27.1.1)」 法務省入国管理局「在留外国人統計(H26.12月末)」を基に作成

三重県内の技能実習生の推移(多文化共生課調べ)

- ・研修・技能実習制度は、日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設。
- ・研修生・技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るため新しい研修・技能実習制度を平成22年7月から施行。
- ・在留資格は「技能実習」、これまでは「研修」「特定活動」

1 県内の技能実習生数及び国籍

(単位:人)

	外国人 労働者数	うち 技能実習生	中国	フィリヒ [°] ン	ベトナム	ペルー
平成27年10月末	18,979	5,917	3,366	416	1,277	14
平成26年10月末	18,351	5,720	3,776	362	904	14
平成25年10月末	17,265	5,294	3,749	295	696	10
平成24年10月末	17,342	5,197	3,850	279	604	16
平成23年10月末	19,649	5,702	4,481	277	1	15

三重労働局「外国人雇用状況」を基に作成

(参考) 全国の技能実習生数(技能実習生の多い都道府県)

	全国	愛知県	岐阜県	茨城県	広島県	千葉県	三重県	静岡県
平成26年12月末	167,626	18,813	9,967	9,484	9,133	7,022	6,739	6,762
平成25年12月末	155,206	17,397	9,945	9,550	8,399	6,394	6,351	6,248
平成24年12月末	151,383	16,500	10,160	9,505	8,350	5,873	6,439	6,488
平成23年12月末	141,994	15,280	9,579	8,432	8,080	5,421	6,180	6,081

法務省「在留外国人統計」を基に作成

(参考) 県内の主な国籍別・在留資格別労働者数(三重労働局「外国人雇用状況」)

		4 X 10 33 73 PM				
		外国人労働者数	技能実習	身分に基づ く在留資格	専門的·技 術的分野	
平成27年10月		18,979	5,917	10,802	1,177	(全国14位)
	中国	4,879	3,366	638	473	
	ブラジル	5,151	0	5,136	15	
	フィリピン	3,060	416	2,606	29	
	ペルー	1,231	14	1,217	0	
	ベトナム	1,772	1,277	70	145	
平成26年10月		18,351	5,720	10,609	1,110	(全国11位)
	中国	5,339	3,776	619	471	
	ブラジル	5,166	0	5,151	15	
	フィリピン	2,923	362	2,524	29	
	ペルー	1,165	14	1,151	0	
	ベトナム	1,156	904	52	120	
平成25年10月		17,265	5,294	10,005	1,085	(全国11位)
	中国	5,336	3,749	603	482	
	ブラジル	4,755	0	4,739	16	
	フィリピン	2,784	295	2,458	22	
	ペルー	1,116	10	1,105	1	
	ベトナム	916	696	53	112	
平成24年10月		17,342	5,197	10,135	1,150	(全国11位)
	中国	5,579	3,850	591	537	
	ブラジル	5,093	1	5,078	14	
	フィリピン	2,569	279	2,261	26	
	ペルー	1,150	16	1,133	1	
	ベトナム	801	604	42	99	

「身分に基づく在留資格」・・・「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」 『専門的・技術的分野の在留資格」・・・「教授」「芸術」「宗教」「報道」「投資・経営」「法律・会計事務」「医

三重労働局「外国人雇用状況」を基に作成

東海三県一市は、平成16年11月に、在住外国人と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、尊重するとともに安心して快適に暮らすことのできる地域社会(多文化共生社会)の実現をめざした共同宣言を行い、その実現のために、住民、NPO、企業、他の自治体など多様な主体と連携・協働して、外国人住民の生活支援などの取組を進めてきた。

しかしながら、現在日本で暮らす外国人労働者及びその家族は、言語や文 化の違い、受入体制の遅れなどから、労働、居住、医療、福祉、教育などの 面で様々な課題を抱え、地域社会との間で軋轢・摩擦も生じている。

こうした外国人労働者を取り巻く課題解決のためには、経済団体、企業等 と行政の連携、協力が必要不可欠である。

今般、東海三県一市と下記の地元経済団体は協力して、この地域の経済を 支える外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための呼びか けを行うこととし、その趣旨を憲章としてとりまとめた。

多くの企業が、この憲章の精神を尊重して、関係法令を遵守するとともに、 持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動することを期待したい。

平成20年1月21日

岐阜県 愛知県 三重県 名古屋市

[協力団体]

社团法人中部経済連合会

岐阜県商工会議所連合会 愛知県商工会議所連合会 三重県商工会議所連合会 岐阜県商工会連合会 愛知県商工会連合会 三重県商工会連合会 社団法人岐阜県経営者協会 愛知県経営者協会 三重県経営者協会 岐阜県中小企業団体中央会 愛知県中小企業団体中央会 三重県中小企業団体中央会

外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章

外国人労働者は日本社会のルールを十分理解するよう努めることとし、企業は彼らの多様性にも配慮しながら、安全で働きやすい職場環境の確保をはじめとする以下の諸項目に自主的に取り組むこととする。

- 1 外国人労働者の日本社会への適応促進を図るため、彼らに対して日本語教育及び日本の文化や慣習等についての理解を深める機会を提供するよう 努める。
- 2 外国人労働者及びその家族が地域の住民と共生できるよう、彼らの地域 社会参画の機会の確保に努める。
- 3 外国人労働者の子どもが将来の日本社会あるいは母国社会を支える存在 となることを考慮し、子どもの社会的自立を図るため、外国人労働者が保 護者としての責任を果たすことができるよう努める。
- 4 外国人労働者が日本人労働者と同様、公正かつ良好な労働条件を享受で きるよう、彼らを雇用する場合、労働関係法令等の遵守に努める。
- 5 法令遵守の観点を取り入れながら調達先・取引先を選定するよう努める。
- 6 本憲章の理念を尊重し、社内、グループ企業及び取引先に周知するよう 努める。

総 行 国 第 7 9 号 平成18年3月27日

各都道府県·指定都市外国人住民施策担当部局長 殿

総務省自治行政局国際室長

地域における多文化共生推進プランについて

外国人登録者数は平成16年末現在で約200万人と、この10年間で約1.5倍となり、今後のグローバル化の進展及び人口減少傾向を勘案すると、外国人住民の更なる増加が予想されることから、外国人住民施策は、既に一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあります。

このような中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増しています。

地方公共団体においては、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として地域の国際化を推進し、旧自治省においても「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」(昭和62年3月自治画第37号)、「国際交流のまちづくりのための指針」(昭和63年7月1日付け自治画第97号)及び「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」(平成元年2月14日付自治画第17号)を策定し、地方公共団体における外国人の活動しやすいまちづくりを促したところですが、今後は「地域における多文化共生」を第3の柱として、地域の国際化を一層推し進めていくことが求められています。

このような認識のもと、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の 推進に関する指針・計画の策定に資するため、別紙のとおり「地域における多 文化共生推進プラン」を策定しましたので通知致します。

貴団体におかれては、地域の実情と特性を踏まえ、「地域における多文化共生推進プラン」及び平成18年3月7日に公表された「多文化共生の推進に関する研究会報告書」http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/0603072 html)等を参考としつつ、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するようお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市区町村へ通知の上、この旨周知願います。

なお、「地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団

体の位置づけについて」(平成12年4月24日付け自治国第44号)において、地域国際化におけるNPO、NGO、その他の民間団体の果たす役割の重要性について指摘したところですが、地域における多文化共生の推進にあたっても同様であり、指針・計画の策定及び施策の推進においては、これら民間団体との連携・協働に努めて下さい。

(担当)

総務省自治行政局国際室 山崎、田辺、川本、永岩

TEL: 03-5253-5527 FAX: 03-5253-5530

地域における多文化共生推進プラン

1. 地域における多文化共生の意義

地域における多文化共生の意義を例示すれば次のようなものがあるが、指針・計画(以下、「指針等」という。)においては、各地域における多文化共生施策の経緯及び現状を整理し、課題及び将来の方向性を含め、各地域における多文化共生の意義を明確にすること。

(1) 外国人住民の受入れ主体としての地域

入国した外国人の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きいこと。

(2) 外国人住民の人権保障

地方公共団体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致すること。

(3) 地域の活性化

世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながるものであること。

(4) 住民の異文化理解力の向上

多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることが可能となること。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくり

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような地域づくりの推進は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進するものであること。

2. 地域における多文化共生施策の基本的考え方

地域における多文化共生施策の基本的考え方には次のようなものがあるが、指針等においては、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確に示すこと。

その際には、特に日本語によるコミュニケーション能力を十分に有しない 外国人住民に配慮すること。

(1) コミュニケーション支援

特にニューカマーの中には日本語を理解できない人もおり、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じているため、 外国人住民へのコミュニケーションの支援を行うこと。

(2) 生活支援

外国人住民が地域において生活する上で必要となる基本的な環境が十分に整っていないことが問題としてあげられるため、生活全般にわたっての支援策を行うこと。

(3) 多文化共生の地域づくり

外国人住民が地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、 地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも 少なくないため、地域社会全体の意識啓発や外国人住民の自立を促進する 地域づくりを行うこと。

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

(1)~(3)の施策を遂行するための体制整備を図るとともに、県、市町村、 地域国際化協会、国際交流協会、NPO、NGO、その他の民間団体の役 割分担を明確化し、各主体の連携・協働を図ること。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策には次のようなものがあるが、指針等においては、具体的な施策について、推進体制の整備を含め記述すること。

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

ア. 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の 内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主 催するイベント等については、多様な言語・多様なメディアによる 情報提供を行うこと。

なお、多様な言語による情報の提供に関しては、窓口のみならず コミュニティ施設や日本語教室等、効果的な流通ルートを確保する こと。

- イ. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置、専門家の養成 外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な 問題について相談できるよう、外国人住民の生活相談のための窓口 や情報センターを設置すること。
- ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供 通訳ボランティアを育成するとともに、外国人住民への支援に取 り組むNPOや外国人の自助組織等と連携の上、多様な言語による 情報提供を推進すること。
- エ. 地域の外国人住民の相談員等としての活用 外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同じような文化的・ 社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあるため、 地域の外国人住民を相談員等として活用すること。
- ② 日本語及び日本社会に関する学習支援
 - ア. 地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施 外国人登録時等の機会を利用し、外国人が地域住民としての生活を 開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行 政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供すること。
 - イ. 日本語および日本社会に関する学習機会の提供 オリエンテーションの実施後も、外国人住民が継続的に日本語お よび日本社会を学習するための機会の提供を行うこと。

(2) 生活支援

- ① 居住
 - ア.情報提供による居住支援、入居差別の解消 賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、日本の住宅に 関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人住民へ多様な言語 で提供すること。
 - イ. 住宅入居後のオリエンテーションの実施 家庭ゴミなどの一般廃棄物の取扱い等、地域における生活ルール を巡って、外国人住民と日本人住民との間に起こるトラブルは、生

活習慣の差異に起因する場合が多いことから、地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築すること。

ウ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進

平常時・緊急時を問わず、自治会等が中心となって、NPO、NGO、その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人住民を支えていくことが重要であるため、自治会等への外国人住民の加入を促すとともに、外国人住民と自治会等が連絡を取れる仕組みづくりを推進すること。

エ. 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置 外国人住民への入居時の生活情報の提供や、生活相談に対応でき る相談窓口を集住団地内に設置すること。

② 教育

ア. 学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供

小中学校の入学や学校生活および就学援助制度、その他日本の学校制度全般について、入学の前段階から外国人住民が有効に活用できるよう、多様な言語で周知すること。

イ. 日本語の学習支援

日本語による学習の効果を高めるために、加配教員の配置など正規の課程内での対応のほかに、ボランティア団体と連携した学習支援や母語による学習サポートなど課外での補習を行うこと。

ウ. 地域ぐるみの取組

親子間のコミュニケーションギャップ、さらには、保護者と学校とのコミュニケーションギャップなどが課題となっており、これらの課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなくNPO、NGO、自治会、企業等、地域ぐるみの取組を促進すること。

エ. 不就学の子どもへの対応

学校に通っていない、または学校からドロップアウトした不就学の子どもの実態を把握した上で、外国人の子どもが未来への希望を持ち、その力を日本の地域社会においても最大限発揮できるような教育環境の整備を行い、不就学の子どもに対する取組を講じること。

オ. 進路指導および就職支援

外国人生徒の高校・大学進学への進路指導や就職支援に取り組む こと。

カ. 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

児童生徒を対象として、多文化共生の視点に立った国際理解教育 を推進すること。

キ. 外国人学校の法的地位の明確化

各種学校および準学校法人の認可は都道府県知事の権限とされていることから、外国人学校の法的地位の明確化をはかるため、地域の実情に応じて、各種学校および準学校法人の認可基準の緩和について検討すること。

ク. 幼児教育制度の周知および多文化対応

保育所とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習 慣面での配慮を行い、外国人の子どもの幼児教育に取り組むこと。

③ 労働環境

ア. ハローワークとの連携による就業支援

外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワークと連携して就業支援すること。

イ. 商工会議所等との連携による就業環境の改善

地元の商工会議所などと連携して、地域の企業と協議の場を設け、 社会保険への加入の促進等、外国人労働者の就業環境の改善を促す とともに、地域の企業に対しては、地域社会の構成員として、社会 的責任を有していることが理解されるよう、啓発を行うこと。

ウ. 外国人住民の起業支援

起業意欲のある外国人労働者が、地域経済の特徴や外国人の発想を活かした企業家として地域で活躍できるように、情報提供等、外国人住民の起業支援を行うこと。

④ 医療・保健・福祉

ア. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供

地域に外国語対応が可能な病院や薬局がある場合には、広報誌等において外国人住民への積極的な情報提供を行うこと。

イ. 医療問診票の多様な言語による表記

診療時の医療問診票等を多言語表記とし、外国人住民が診療時に 安心して医療を受診できるようにすること。

ウ. 広域的な医療通訳者派遣システムの構築

広域的な医療通訳者派遣システムを構築し、外国人住民にかかわる医療通訳者のニーズと、広域に存在する医療通訳者にかかわる人的資源の効果的なマッチングを図ること。

工. 健康診断や健康相談の実施

外国人が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施に際して、 医療通訳者等を配置することとし、開催にあたっては多様な言語に よる広報を行うこと。

オ. 母子保健および保育における対応

多様な言語による母子手帳の交付や助産制度の紹介、両親学級の 開催などを行うとともに、多様な言語による情報提供や保育での多 文化対応を通して、保育を必要とする世帯への支援策を講じること。

カ. 高齢者・障害者への対応

介護制度の紹介やケアプラン作成時の通訳者派遣など、多様な言語による対応や文化的な配慮が求められる場合があることから、その対応方策を検討すること。

⑤ 防災

ア. 災害等への対応

平常時から外国人住民に対する防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、緊急時の対応として、特に、多様な言語による各種気象警報の伝達や避難誘導の他、避難所における外国人住民の支援方策などを行うこと。

また、これらの外国人住民向け防災対策を各地方公共団体の地域 防災計画に明確に位置づけた上で、大規模災害発生時に外国人被災 者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置すること。

イ. 緊急時の外国人住民の所在把握

災害弱者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠である ため、外国人の所在情報について平常時から的確に把握しておくこ と。 ウ. 災害時の通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働

地方公共団体における防災部門と外国人住民施策担当部門の連携をはじめとして、NPO、NGO、地域の自主防災組織など、多様な民間主体との連携・協働を図ること。

エ. 大規模災害時に備えた広域応援協定

東海地震や東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模震災が発生すると、被災地以外の地域からの多数の通訳ボランティアが必要となることや、少数言語への対応の必要等を勘案し、地域国際化協会、NPO、NGO、その他の民間団体も含め、地方公共団体の枠を超えた広域の応援協定を策定すること。

オ. 災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの 連携

災害発生時や事前の防災対策において、あらかじめ災害時に役立つ外国語表示シート等を準備するほか、ラジオ・テレビ等の既存メディアのデジタル化による多言語化や、ICTの活用、エスニック・メディアの活用など、多様なメディアとの連携の可能性を検討すること。

⑥ その他

ア. より専門性の高い相談体制の整備と人材育成

近時は法律や医療等の各分野における通訳相談業務の内容が高度 化する傾向にあることから、各分野について、より専門性の高い相談 体制を整備すること。

イ. 留学生支援

留学生の中には、地域のまちづくりに参画する者や、定住して日本 企業に就職したり起業したりする者も増えている。日本の大学を卒業 した外国人は日本語能力に優れ、日本社会の理解も深く、多文化共生 の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めているので、このよ うな観点からの留学生支援を行うこと。

- (3) 多文化共生の地域づくり
 - ① 地域社会に対する意識啓発
 - ア. 地域住民等に対する多文化共生の啓発 日本人住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、NP

O等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行うこと。

イ. 多文化共生の拠点づくり

学校、図書館、公民館等において、地域と連携しながら、多文化共生の拠点として、教職員、保護者、そして地域住民に向けた啓発活動を行うこと。

- ウ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催 外国人住民の母国の文化や日本の文化等を紹介する交流イベント を開催し、地域住民が交流する機会をもうけること。
- ② 外国人住民の自立と社会参画
 - ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織の支援を行うこと。

- イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入 審議会や委員会などの会議への外国人住民の参加を促進し、地方公 共団体の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みを構築す ること。
- ウ. 外国人住民の地域社会への参画

地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備すると同時に、外国 人住民の地域社会(自治会、商店街、PTAなど)への参画を促進す ること。

エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度

外国人住民の中には、様々な形で地域社会の構成員として活躍し、 地元社会に貢献している人々もいることから、そのような活動を評価 し、表彰すること。

- (4) 多文化共生の推進体制の整備
 - ① 多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携

地域の実情に応じて多文化共生の推進を所管とする担当部署を庁内 に設置することや、外国人住民施策担当部局が中心となって、横断的 な連絡調整を行い、各部局の連携が図られるようにすること。

② 地域における各主体の役割分担と連携・協働

【市区町村の役割】

ア. 市区町村の役割

市区町村においては、地域の実情を踏まえつつ、また、都道府県との役割分担を明確にしながら、区域内における多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人住民を直接支援する主体としての取組を行うこと。

イ. 各主体の連携・協働

市区町村の外国人住民施策担当部局および国際交流協会が中心的な役割を担い、市区町村レベルでどのようなリソースが存在しているかについて情報共有した上で、関係するNPO、NGOその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。

【都道府県の役割】

ア. 都道府県の役割

都道府県レベルにおける多文化共生の推進に関する指針・計画を 策定し、市区町村レベルの対応を促進すること。

その際、広域の地方公共団体として、市区町村との役割分担を明確にしつつ、市区町村との情報共有の上、通訳者などの専門的人材育成やモデル事業の実施などの取組を推進すること。

イ. 各主体の連携・協働

都道府県の外国人住民施策担当部局および国際交流協会が中心的な役割を担い、都道府県レベルでどのようなリソースが存在しているかについて情報共有した上で、関係するNPO、NGOその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。

日系定住外国人施策の推進について

平成26年3月31日日系定住外国人施策推進会議

1. はじめに

日本人の子孫として我が国と特別な関係にあることに着目してその受入れが認められ、我が国に在留する、ブラジル人、ペルー人を中心とする日系人及びその家族(以下、これらの人々を「日系定住外国人」という。¹)については、当時の経済情勢などもあり、昭和63年以降、入国が急増し、一定の地域において多数居住することとなった。²この間、平成2年には、「出入国管理及び難民認定法」が改正施行され、これらの人々は現在、同法に定める「定住者」等の身分又は地位に基づく在留資格で在留しており、活動に基づく在留資格により入国した者と異なり活動内容に制限はなく、自由に就労できる。

日系定住外国人は、多くが主として派遣・請負等の雇用形態で、製造業などに就業しながら、地域経済を支え、活力をもたらす存在として、我が国の経済社会に貢献してきたところである。しかしながら、平成20年秋以降の世界的な経済危機により離職を余儀なくされ、日本語能力が不十分であることなどから再就職が難しく、生活困難な状況に置かれる者が増加した。これに伴い、経済的困窮からブラジル人学校等に通えなくなった不就学の日系定住外国人の子供が増加するといった現象もみられた。

こうした状況を受け、政府は平成21年1月に「定住外国人支援に関する当面の対策」、同年4月に「定住外国人支援に関する対策の推進について」をとりまとめた。その後、22年8月に「日系定住外国人施策に関する基本指針(以下「基本指針」という。」)、23年3月に「日系定住外国人施策に関する行動計画(以下「行動計画」という。)」を策定し、各種の施策を推進してきたところである。

日系定住外国人については、日系ブラジル人を中心に、減少傾向にあるものの、我が国に在留するブラジル人及びペルー人のうち永住者として在留する者

¹ 国籍はブラジル、ペルーの国籍を有する者に限られず、日系人であることにより、「定住者」 等の身分又は地位による在留資格で在留する外国人をいう。

² 日系定住外国人の在留者自体を示す統計はないが、ブラジル及びペルーの国籍を有する者の 外国人登録者数の顕著な上昇は昭和63年から始まっている。

の割合は増加傾向にあり、永住化の志向がより高まっているといえる。こうした中、日系定住外国人が集住する地域においては、彼らを単なる支援が必要な者から、地域の一員として捉えようとする動きが多く見られるようになってきている。

今般、行動計画を見直すに当たり、基本指針に記載されている内容も、日系定住外国人に関する状況の変化や課題を踏まえる必要があることから、基本指針、行動計画の双方を一本化した「日系定住外国人施策の推進について」とすることとする。なお、このとりまとめは、平成26年4月から開始し、必要に応じ、開始後3年を目途に見直すこととする。

2. 日系定住外国人施策に関する行動計画の進捗状況と課題

(1) 行動計画に掲げられた主な施策の成果

行動計画に掲げられた施策の実施により、次のような取組の進展がみられた。

- ・ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を 取りまとめたカリキュラム案等の5点セットを完成させるとともに、その 内容を分かりやすく解説したハンドブックを作成し、日本語教育機関・団 体に周知・広報を行い、活用の促進を図った。
- ・ 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「NEWS」(日本語教育コンテンツ共有システム)の構築を行った。
- ・ 学校における外国人児童生徒への教育の充実を図るため、外国人児童生徒教育に関わる体系的・総合的なガイドラインである「外国人児童生徒受入れの手引き」、日本語能力を把握するための評価マニュアルである「JSL対話型アセスメントDLA」、教員研修のための「外国人児童生徒教育研修マニュアル」の開発・配付や、情報検索サイト「かすたねっと」の開設等を行った。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導について、学校における 教育課程として位置付けられるよう、学校教育法施行規則の一部を改正し、 平成26年度より、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教 育課程」の編成・実施を可能とした。
- ・ 外国人学校の経営の安定及び外国人の子供の適切な就学等を図る観点から、平成24年に外国人学校の各種学校・準学校法人化の実態と課題等に関する調査研究を行い、各都道府県に対し、その結果を周知するとともに、地域の実情に応じ、当該認可等の弾力的な取扱いについて検討を依頼する

通知を発出した(平成24年3月、平成25年11月)。

- ・ ハローワークにおける通訳の配置を行うほか、「日系人就労準備研修」を、これまで約2万人が受講し、就労に必要な日本語や労働法令などの知識・ノウハウの習得を図った。
- ・ 「定住外国人施策ポータルサイト」において、日本語に加え、英語、ポルトガル語、スペイン語においても、日系定住外国人施策に関する情報の一元化を行った。

また、行動計画に掲げられた施策により、次のような成果が挙がっている。

- ・ 不就学や自宅待機となっている定住外国人の子供に対して、日本語等の 指導や学習習慣の確保を図り、公立学校等への円滑な就学を支援する「定 住外国人の子供の就学支援事業」(虹の架け橋教室)の実施を通じて、平成 24年度までに約2、600人が公立学校やブラジル人学校等への就学を 果たした。
- ・ 平成25年1月に実施した「日系定住外国人に関する特別世論調査」では、日系定住外国人を地域社会で受け入れることについて、「受け入れたい」 又は「どちらかといえば受け入れたい」と回答した割合が80.9%となるなど、日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての理解の進展がみられた。

(2) 日系定住外国人に関する情勢の変化

前行動計画の計画期間である平成23年度からの3年度間で、日系定住 外国人に関する情勢の変化として、次のような点が挙げられる。

- ・ ブラジル国籍者数が、ピーク時の平成19年と比較し、25年6月では およそ6割となるなど、ブラジル人を中心に日系定住外国人の減少傾向が 進む一方で、永住者として在留する者の割合が高くなるなど、出稼ぎのた めの短期的な在留から、長期間定住する傾向が強まっている。
- ・ 平成23年3月に発生した東日本大震災の発生後、災害発生時には、行政でも即座に対応できない場合があることが認識された結果、防災・減災への取組の必要性がより身近に感じられるようになり³、日系定住外国人を含め、地域住民自らが行う対応が重要であるとの認識が広まっている。

³ 平成25年12月に内閣府が実施した「防災に関する世論調査」によれば、「災害についての家族や身近な人との話し合い」を行った人の割合が、平成14年と比較して、34.9%から62.8%に上昇し、「家族や身近な人と話し合った内容」のうち、「避難の方法、時期、場所について」「家族や親族との連絡手段について」「食料・飲料水について」話し合った人の割合が、平成14年と比較し、大幅に増加している。

(3) 日系定住外国人施策に関する課題

前基本指針において指摘された日本語能力、子供の教育等の課題については、次のような課題が指摘されている。

- ・ 日系定住外国人の中には、簡単な日本語しか話すことができない者や、 読み書きが困難な者が多く、日本語能力が不十分な者が多いといった状況 は継続している。また、不安定な雇用状況や経済的事情により、移動が頻 繁で地域社会に生活基盤を築きにくく、日本語学習を継続することが困難 な場合がある。
- ・ 不就学の子供への対応については、定住外国人の子供の就学支援事業等 により、一定の成果が挙がっているものの、引き続き課題となっている。

また、上記に加えて、日系定住外国人に関する情勢の変化に応じ、次のような新たな課題が指摘されている。

- ・ 永住化の傾向が高まるにつれ、学校で学んだり、就労する際に必要となる日本語能力がより求められるようになっている。
- ・ 次第に日系定住外国人の中にも高齢者が増加しており、今後は、増加傾向にある高齢者をいかに支えていくかが、新たな課題となり得る。
- ・ 災害の発生時など、行政等も、多言語化が即座にできない場合における 対応や、日系定住外国人自身が支援に回れるようなあり方を考える必要が ある。

3. 日系定住外国人施策に関する基本指針

(1) 日系定住外国人が置かれている状況

日系定住外国人が現在置かれている状況については、次のようなことが みられる。

・ 平成20年末における外国人登録者数について、ブラジル人は31万2,582人、ペルー人は5万9,723人となっていたところ、同年以降減少傾向にあり、25年6月末時点の在留外国人は、ブラジル人では、18万5,644人(20年末時の59.4%)、ペルー人が4万8,979人(20年末時の82.0%)となっている。これは、平成20年秋以降の経済危機後の厳しい経済状況やブラジル等における経済成長もあり、日本での生活を断念した者が相当数帰国したものと推測される。一方で、ブラジル人のうち永住者として在留している者の割合が、20年末では35%であったが、25年6月末では61%となるなど、国内のブラジル人の半数以上が、永住者として在留するようになっている。

- 日本語能力が十分でない日系定住外国人ほど、不安定な雇用形態での就 労となる傾向がある。
- ・ 永住許可を受ける日系定住外国人が増えるにつれ、高等学校を含め、公立 学校に就学する子供も多数いるが、日本語能力が十分でなく、学校での学習 に支障が生じる状況は依然としてみられる。
- ・ 東日本大震災以後、日系定住外国人の中にも防災意識が高まりつつある ものの、防災訓練等に参画している事例が少ないなど、災害に対する理解は、 まだ十分に進んでいないという状況がみられる。

(2) 日系定住外国人施策の基本的な考え方

国としては、教育、雇用などの面で各種の対策を講じてきたところであるが、日系定住外国人が置かれた状況を踏まえると、日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れていくための方策を、引き続き、実施していく必要がある。

また、日系定住外国人の多くが日本に定住をしていくことを考えれば、 日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されないようにするための施 策を、国の責任として、今後とも講じていくことが求められている。

このため、前基本指針において「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことを、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。

また、日本社会の一員として受入れを進めるに当たっては、国籍などの 異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしなが ら、日本社会の構成員として共に生きていくという視点が大切である。

このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。

この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。

なお、日本に居住する他の外国人も、同様の課題を抱えている場合がある と考えられ、日系定住外国人に対して講ずる施策については、可能な限りこ れらの他の外国人に対しても施策の対象とすることが望ましい。

さらに、新しい視点として、永住者として在留する者が増加傾向にある中、 日系定住外国人を、単なる支援が必要な者ではなく、地域社会を構成する一 員として捉えることも大切である。特に災害発生時など、日系定住外国人が 支援に回れるようなあり方を考える必要がある。

日系定住外国人が置かれている状況や、こうした施策の基本的な考え方を 踏まえると、次の6つの分野について、対応を考えていくことが必要である。

- ① 日本語で生活できるために
- ② 子供を大切に育てていくために
- ③ 安定して働くために
- ④ 安全・安心に暮らしていくために
- ⑤ 地域社会の一員となるために
- ⑥ お互いの文化を尊重するために

(3) 日系定住外国人施策の具体的な方向性

- ① 日本語で生活できるために
- ・ 日系定住外国人にとって、日本語能力が不十分であることにより、日本 での生活のあらゆる場面で支障が生じ、永住化の傾向が強まる中、日本語教 育の必要性は、ますます強まっていくものと考えられるため、日本での生活 に必要な日本語を習得する体制を、引き続き整備する必要がある。
- ・ また、今後は、学校での学習や就業の基礎となる日本語等、日系定住外国 人が求めるレベルや内容が多様化することが想定されるため、こうしたニー ズに対応した日本語教育の機会の提供も求められるものと考えられる。

② 子供を大切に育てていくために

- ・ 子供の就学機会を保障し、日本で生活していくために必要となる日本語や 知識・技能を習得させることが必要である。
- ・ 特に、日本の公立学校に就学する日系定住外国人の子供が多数いることから、引き続き、日本語能力が十分でない児童生徒への配慮など、公立学校における受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築が強く求められている。

③ 安定して働くために

- ・ 安定して働くためには、就労に際して求められるレベルの日本語習得や職業能力の向上が重要である。
- ・ また、日本語能力が不十分である者に対しては、多言語での就職相談や、 彼らの日本語能力に配慮した職業訓練を行う必要がある。

④ 安全・安心に暮らしていくために

・ 東日本大震災を経て、日系定住外国人を含め、外国人に対する防災対策 の重要性が強く指摘されているが、対策を考えるに当たっては、日系定住外 国人は、日本語能力や防災知識の不十分さなど、日本人とは異なる課題を抱 えていることに留意する必要がある。

一方で、日系定住外国人を単に支援が必要な者という捉え方から、普段の 災害への備えなどは、日系定住外国人を同じ地域社会の一員として考えるこ とも重要な視点として捉えるべきである。

・ また、高齢者が次第に増加している現状を踏まえ、医療、年金、母子保健といった社会保障がしっかりと受けられるよう、制度の理解を含め情報提供を行うことが必要である。

⑤ 地域社会の一員となるために

- 日系定住外国人が地域の一員となるためには、日系定住外国人の中にも、 地域や行政と日系定住外国人たちをつなぐリーダーとなり得る人材が育成 されることが有効であると考えられる。
- ・ さらに、地域社会の一員となるにあたって課題と考えられる事項については、自治体とも連携しながら、施策の立案に資するための調査を行うことも必要と考えられる。

⑥ お互いの文化を尊重するために

- ・ 地域によって、日系定住外国人が住んでいる状況は異なるが、いずれにおいても、国籍などが異なる人たちであっても、お互いの文化を尊重しながら、 共に生きていくことが重要であり、施策の推進に当たってはこの点に留意する。
- ・ 日系定住外国人は、日本とブラジル等の出身国との懸け橋になり得る人材であり、日系定住外国人との関わりは、日本人にとっても、グローバル化に対応できる人材の育成を図る上で、有益な経験となるものである。

4. 分野ごとの具体的施策

(1) 日本語で生活できるために必要な施策

- ① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等
 - ア 日本語教育関係機関・団体及び関係省庁が参集した日本語教育推進会議 を開催し、引き続き日本語教育全般に係る情報交換を行う。(文部科学省)
 - イ 我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、引き続き、「「生

活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施し、日本語教育の 実施、人材養成、教材作成、体制整備及びコーディネーターに対する研修 を行う。(文部科学省)

- ウ 日本語教育に関する体制整備を行うため、自治体等の担当者を対象とした研修や意見交換を実施する。(文部科学省)
- エ 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「NEWS」(日本語教育コンテンツ共有システム)を運用するとともにコンテンツの充実を図る。(文部科学省)
- オ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を 取りまとめたカリキュラム案等の5点セットについて、日本語教育機関・ 団体に対して周知・広報し、活用の促進を図るとともに、必要な改善につ いて検討する。(文部科学省)
- カ 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、日本語教育におけるボランティア及び関係機関間の連携協力の在り方等、日本語教育の推進 に必要な事項について検討を行う。(文部科学省)

② 各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進

- ア 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(文部科学省)
- イ 平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ(日本語学習、医療・保険、教育など)について多言語で作成した成果物を、外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。(外務省)
- ウ ①や②イの施策の進捗状況を踏まえつつ、各種手続の機会を捉え、日本 語習得状況について確認し、必要に応じ日本語教育を受けることを促すな ど、日本語習得の促進を図るための方策について引き続き検討する。(内 閣府、各省庁)

(2) 子供を大切に育てていくために必要な施策

① 子供の教育に対する支援

ア 外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支

援体制の構築を図るため、各自治体による、公立学校への受入促進・日本 語指導の充実・支援体制の整備に係る取組に対して支援を行う「公立学校 における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」(補助事業) を実施する。(文部科学省)

- イ 外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての加配定数を 引き続き措置するとともに、その配置の改善について検討を行う。(文部 科学省)
- ウ 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の円滑 な導入・実施を図るため、状況調査や実践事例の把握、情報提供に努める。 (文部科学省)
- エ 外国人児童生徒等の教育に関わる教員や管理職及び指導主事等を対象 として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を引き続き実施す る。(文部科学省)
- オ 高等学校への進学を希望する生徒の受入れについての環境整備を支援 するため、受入体制が整備されている高等学校の事例の把握やその情報提 供に努める。(文部科学省)
- カ 外国人の子供等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように、 全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子による受験を可能とし、日本語能 力試験N2以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を引 き続き講じる。(文部科学省)
- キ 日系定住外国人の子供が教育を受ける機会を確保するため、在留期間 更新等の際に、文部科学省において作成している就学に関するリーフレットを配布すること等によりその就学を促進する。(法務省、文部科学省)
- ク 定住外国人の子供の公立学校等への円滑な就学を支援するため、「定住 外国人の子供の就学支援事業」(虹の架け橋教室)について、平成26年 度も引き続き実施する。また、教育委員会や自治体と連携した地域の体制 整備や、子供の国籍の多様化、外国人集住地域以外の地域における対応等 の課題への適切な対応を図る観点から、本事業の最終年度に当たり、平成 27年度以降の支援の在り方について検討を行う。(文部科学省)
- ② ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本 国政府などへの要請等
 - ア 平成21年度に作成した「準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル」(日本語版とポルトガル語版)の周知を引き続き図るとともに、外国人学校の各種学校設置認可等を促進するため、都道府県に対し、地域の実情に応じ、当該認可等の弾力的な取扱いについて引き続き促す。(文

部科学省)

イ 日伯領事当局間協議や、ブラジル教育省との会議等が開催される機会を 捉え、日本に在住するブラジル人の子供への支援(教科書の無料送付等) をブラジル政府に要請する。(外務省、文部科学省)

(3) 安定して働くために必要な施策

- ① 仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育、職業訓練等
 - ア 外国人求職者のニーズに対応し、日系定住外国人が集住する地域において、安定就労への意欲及びその必要性の高い日系定住外国人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保障制度等に関する知識の習得を図る日系人就労準備研修を、引き続き実施する。(厚生労働省)
 - イ 日系定住外国人が集住する地域において、訓練等の受講に当たって一定 の日本語能力を有する日系定住外国人求職者を対象に、その日本語能力等 に配慮した職業訓練を、地域のニーズ等を踏まえつつ引き続き実施する。 (厚生労働省)

② 多言語での就職相談

ア 日系定住外国人が集住する地域を管轄するハローワークにおける通 訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの 運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営による、多言 語での就職相談を、引き続き実施する。(厚生労働省)

③ 事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等

- ア 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワーク の職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善 等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指 導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、 外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。(厚生労働 省)
- イ 日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省 庁の協力を得ながら、産業界との意見交換や適切な指導を実施する。(経 済産業省)
- ウ 企業や経済団体などが日系定住外国人支援に果たすことのできる役割 について、先進事例を紹介するなど、関係省庁における実務者等の会合を

通じ、どのような方策が可能かについて引き続き検討する。(内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

④ 就労の適正化のための取組

ア 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワーク の職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善 等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指 導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、 外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。(再掲)(厚 生労働省)

(4) 安全・安心に暮らしていくために必要な施策

- ① 防災・減災のための対策
 - ア 消防庁ホームページの外国人向け災害対応に関する普及啓発ホームページ等各種広報媒体により引き続き周知を行う。(総務省)
 - イ 地方自治体に対し、災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて、日系 定住外国人向けの防災対策の推進に関する必要な助言及び対策事例につ いての情報提供を引き続き行う。(総務省)
 - ウ 大規模災害発生時に、外国人が必要とする情報提供を行うことができるよう、引き続き、災害時情報共有用の Facebook の充実を図る。(外務省)
 - エ 自治体等に対して、「やさしい日本語」を活用した災害発生時の情報提供方法について習得するためのコンテンツの整備等を行う。(内閣府)
 - オ 自治体に対し、地域防災計画において位置付けるなど、「やさしい日本 語」の積極的な活用を推奨する。(内閣府)
 - カ 災害関連制度・施策の多言語化を積極的に図る。(内閣府)
 - キ 過去の災害等における外国人対応について、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により共有を図る。(内閣府)
 - ク 日系定住外国人が支援側として参画する防災訓練の取組など、先進事例 の紹介を通して、日系定住外国人も災害時に支援に回ることの重要性の周 知を図る。(内閣府)

② 防犯対策

ア 各都道府県警察において、日系定住外国人に対して、犯罪被害者となる ことを防止すること等を目的とした防犯教室、非行防止教室を開催し、そ の際に防犯相談ハンドブック等を配布するなど、関係機関等と連携しつつ、 防犯対策等の充実を引き続き図る。(警察庁) イ 日系定住外国人を中心に結成され、通学路における子供の保護・誘導等の活動を行っている自主防犯団体に対し、活動のための物品の無償貸付を行うとともに、各都道府県警察において、同団体等に対する地域安全情報の提供、合同パトロールの実施等の支援を引き続き行う。(警察庁)

③ 交通安全対策

ア 各都道府県警察において、引き続き、日系定住外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を開催するとともに、 各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図る。(警察庁)

④ 公的賃貸住宅の活用、民間賃貸住宅への入居支援

- ア 公営住宅等に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入 居を認めるよう、引き続き取組を推進する。(国土交通省)
- イ 離職退去者の居住安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外 の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公 営住宅等の空き家の活用を引き続き図る。(国土交通省)
- ウ 外国人を対象とした民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドラインや部屋探しに関するガイドブックについて、国土交通省ホームページでの公表等を通じ、一層の普及促進を図る。(国土交通省)
- エ 地方自治体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会の 活動に対する支援や家賃債務保証の実施により、外国人世帯の民間賃貸住 宅への入居を円滑化し、居住の安定を確保する。(国土交通省)

⑤ 社会保険、国民健康保険の加入促進等

ア 外国人を雇用する事業所に対する社会保険への加入促進のための指導を引き続き行うとともに、外国人の在留資格の変更、在留期間更新等の際に社会保険制度未加入が判明した外国人について、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度の加入を促すリーフレットを法務省の地方入国管理官署で引き続き配布し、社会保険の適用を促進する。(厚生労働省)

⑥ 外国人患者受入環境の整備

ア 国内医療機関において、外国人患者を受け入れる上で支障となる問題として、外国人患者と医療機関スタッフとの間の言語に関連するコミュニケーションの難しさがある。この問題に対応し、外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点

(病院)の整備を図る。(厚生労働省)

⑦ 外国人住民に係る住民基本台帳制度の円滑な運用

ア 平成24年7月に施行された外国人住民に係る住民基本台帳制度について、引き続き自治体と協力しながら円滑に運用するとともに、社会保障・税番号制度の着実な施行に努める。(総務省)

(5) 地域社会の一員となるために必要な施策

- ① 相談できる体制の整備、リーダーとなる人材やNPOの育成の促進等
 - ア 自治体と協力しながら、地域社会の一員となるための課題と考えられる 事項について、日系定住外国人の今後の居住意向を確認するための調査等、 定期的に日系定住外国人に関する調査を行う。(内閣府)
 - イ 移住者・日系人支援の一環として実施している日系定住外国人を対象と した電話等による生活相談業務を継続する。(外務省)
 - ウ 日系定住外国人におけるリーダーの育成を支援するため、自治体やNP 〇等に対し先進事例の紹介等を、積極的に行う(内閣府、各省庁)
 - エ 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する 地方自治体のまちづくりの成果やNPO、企業等の活動実績の紹介等を通 じ、地方自治体、NPO、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の 日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備する。(内閣府、各省庁)
 - オ 自治会などを活用した、地域の日系定住外国人全体を地域社会の一員とするための取組の周知を、積極的に図る。(内閣府、各省庁)
 - カ 法務省の「外国人在留総合インフォメーションセンター」及び「外国人総合支援ワンストップセンター」の運営、厚生労働省のハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営等により、外国語で相談できる体制を引き続き整備する。(一部再掲)(法務省、厚生労働省、各省庁)

② 情報の多言語化4等

ア 内閣府の「定住外国人施策ポータルサイト」において、実際に相談活動 や支援活動を行っているNPO等のニーズを踏まえ、国の統一的な制度等 について、引き続き、多言語での情報提供を行うとともに、日系定住外国 人の支援を行うNPO等の活動に資する情報についても充実を図る。(内

⁴ 日系定住外国人の多くがブラジル人やペルー人等の南米出身であることから、本とりまとめにおける多言語化については、英語に加え、ポルトガル語、スペイン語への翻訳を指すものとする。

閣府)

- イ 日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県・市町村教育委員会、 在外公館等に配布しているほか、文部科学省ホームページにも掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(文部科学省)
- ウ 国民年金制度の勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を 作成し、日本年金機構のホームページに掲載するほか、全国の年金事務所 において配布し、加入勧奨を図っているところであり、今後も引き続き情 報提供に努める。(厚生労働省)
- エ 妊婦健康診査の受診勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版 等を作成し、厚生労働省のホームページに掲載しているところであり、今 後も引き続き情報提供に努める。(厚生労働省)
- オ 各都道府県警察において、外国語による運転免許学科試験及び講習予備 検査の実施に関する取組を推進する。(警察庁)
- カ 平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ(日本語学習、医療・保険、教育など)について多言語で作成した成果物を外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。(再掲)(外務省)
- キ 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(再掲)(文部科学省)
- ク 国税庁において、外国人のための所得税申告の手引き等の英語版を引き 続き作成するほか、日系定住外国人からのニーズが多い一部の国税局にお いては、一部の様式についてポルトガル語版・スペイン語版も引き続き作 成し、外国人納税者へ申告書を発送する際に同封又は税務署窓口において 交付するほか、当該国税局のホームページにも掲載する。(国税庁)
- ケ 中長期的に、あらゆる行政文書を翻訳することができるやさしい日本語 の開発の可否について検討を行う。(内閣府)

(6) お互いの文化を尊重するために必要な施策

- ① 地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進
 - ア 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月 に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各種会議等

を通じて周知する等必要な施策の普及を引き続き図る。(総務省)

- イ 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、地方自治体の先 進的な取組事例等参考となる情報を提供する。(総務省)
- ② 日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての周知等
 - ア 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やNPO、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、NPO、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備するとともに、日系定住外国人の日本社会への受入れの必要性・意義について国民一人ひとりがその理解をより一層深めるための取組を進める。(一部再掲)(内閣府、各省庁)

5. 推進体制

- (1) 本とりまとめに盛り込まれた事項の推進状況については、日系定住外国 人施策推進会議幹事会等によって、適宜フォローアップを行う。
- (2) 施策の推進に当たっては、地方自治体、NPOなどの支援団体等との連携を積極的に図り、地方自治体等の知恵を活かしながら施策を実施することとする。

政策 Ⅱ-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

施策213 多文化共生社会づくり

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

現状と課題

- 県内の外国人住民数は、41,251 人(平成26(2014)年末)と県人口の約2.22%を占め、外国人比率は全国第3位となっています。外国人住民等は、地域の経済を支える大きな力となっているものの、言葉の壁や文化の違いなどから地域でのコミュニケーションが十分に図られず、外国人住民等の地域社会への参画が進んでいません。一方、国では、高度外国人材の受入れ促進に取り組むなど、今後は、さまざまな国の多様な職種の外国人が日本(三重県)で生活することが見込まれます。
- 県内の外国人住民は定住傾向にあることから、教育、防災、医療等さまざまな生活場面で新たな課題が出始めています。また、日本語の理解度や経済的理由等から、外国人住民等の間にもさまざまな格差が生じています。
- 県内の市町においては、外国人住民数や外国人住民の在留資格の違いなどにより、取組に差があります。
- 三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国1位であり、多言語化が進んでいる ことから、外国人児童生徒の日本語習得を支援していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

外国人住民等が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らし、夢や希望を持って高い目標に向けてチャレンジできる環境が整うとともに、地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することが求められています。そのため、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携して、多文化共生社会づくりに取り組むほか、学校・家庭・地域と連携して、外国人児童生徒の学び注)を支える体制づくりに取り組みます。

取組方向

- 外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することができるよう、必要な情報を提供します。また、日本人住民と外国人住民を対象に、文化の違いや多様性を学び合う機会を提供します。
- 外国人住民等が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らすことができるよう、外国人住民等の抱える日常生活におけるさまざまな課題の解決に向けた支援に引き続き取り組みます。
- 市町の先進的な事例を他の市町へ展開するなど、市町との連携強化に取り組みます。
- 外国人児童生徒がどの地域、どの学校に通っても、学力を高め、社会的に自立ができるよう、学校・家庭・地域が連携し、外国人児童生徒の学びを支える体制づくりに取り組みます。

平成31年度末での到達目標

県民指標

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりを進めます。

目標項目	現状値	目標値		目標項目の	説明	
多文化共生の社会になって いると感じる県民の割合	29. 1%	33. 1%	地域社会になって	見民意識調査」で 会の一員として共 こいると「感じる」 ごる」と回答した∫	に暮らせる社会 」「どちらかとい	
主な取組内容	!		県	の活動指標		
(基本事業)		目標項	目	現状値	目標値	
21301 多文化共生に向けた 供と外国人住民等の (主担当:環境生 多文化共生に係る啓発を進め	る文化共生 セミナー、₹ 上 参加者の理 主	研修会等	97. 9%	100%		
民等が地域づくりに積極的に参る仕組みの構築に取り組みます。また、県内市町の取組もふまに対する生活の支援に取り組み	多文化共生の 等 研修会等の 理解できた」 者の割合	【目標項目の説明】 多文化共生の社会づくりのために実施する、セミナー、 研修会等の参加者へのアンケートにおいて、「研修内容を 理解できた」、「今後の活動に生かせる」と回答した参加 者の割合				
		医療通訳者 している例 の数(累計	医療機関)	6機関	10 機関	
		〔目標項目 医療通訳者 <i>t</i>		いる県内の医療機	態関の数	
21302 日本語指導が必要な への支援 (主担当:教育委員 外国人児童生徒に対する教	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	な外国人生 ち、就職また 学校等に進	E徒のう たは高等	_	100%	
め、受入体制の整備の支援を行うほか、日本語指導、適応指導の充実等を図ります。また、就学の 案内・相談や進路選択の支援に取り組みます。		日本語指導	[目標項目の説明] 日本語指導を必要とする中学3年生の外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合			

注) 1 外国人児童生徒の学び:外国人児童生徒の教育を進めるにあたっては、日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちも視野に入れて取り組む。

外国人

【現状と課題】

わが国における在留外国人数は、2014(平成26)年12月現在で約210万人となっています。2008(平成20)年の秋以降の世界的な経済危機により、外国人住民数は減少傾向にありましたが、2013年には増加に転じました。

日系定住外国人については、日系ブラジル人を中心に減少傾向にあるものの、永住者として在留する者の割合は増加傾向にあり、永住化の志向がより高まっているといえます。

本県においても、1990(平成2)年の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、日系人をはじめとする外国人住民数(登録者数)は、急激に増加しましたが、2008(平成20)年以降減少を続け、2014(平成26)年末現在の外国人住民数は41,251人となっています。県内総人口に占める外国人の比率は2.22%と、県民の約45人に1人は外国人という状況です。国籍別では、ブラジルが全体の27.9%を占め、中国、フィリピン、韓国または朝鮮、ペルーと続いています。

国は、2009(平成 21)年、内閣府に定住外国人施策推進室を設置するとともに、定住外国人施策推進会議において、外国人住民に対する施策に関係省庁が連携して取組を推進する体制を整備しました。2014(平成 26)年3月には「日系定住外国人施策に関する基本指針」と「日系定住外国人施策に関する行動計画」の双方を一本化した「日系定住外国人施策の推進について」を策定するなど、施策を推進してきました。

県では、2007(平成19)年3月に「三重県国際化推進指針」を策定し、多言語による情報提供等の「コミュニケーション施策の推進」、医療通訳の育成・派遣や外国人児童生徒教育の推進等の「生活支援」、外国人住民の地域社会への参加を促進する「多文化共生の地域づくり」等、多文化共生社会づくりの推進に向けた取組を進めてきました。

しかし、依然として外国人に対する労働、教育における不利な取り扱い、偏見や差別等が存在しています。外国人住民は、言語や文化の違い等から、地域住民との意思疎通や相互理解が進みにくい状況にあります。また、教育、医療、就労等生活上のさまざまな場面で課題を抱えています。

中でも、教育においては、外国人児童生徒の中に、学校に行くことができず、学ぶ権利を保障されていない状況がありますが、就学状況の把握についての取組も進められています。また、学校に行っている子どもについても、学校、教育委員会により対応はされているものの、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する日本語習得支援や、進学や就職等、子どもの進路についての保護者への啓発が必要です。

このように、外国人児童生徒への教育面での課題が深刻となっています。あわせて、外国人女性に対するDVやセクシュアル・ハラスメントをはじめさまざまな暴力に関する問題も深刻です。

一方、歴史的経緯から日本で生活することになった在日韓国・朝鮮人等の人びとへの理解は、まだ十分に進んでいるとは言えません。誤った理解や偏見から生じる差別、社会的に不利益を被る事態等については、依然として解消されておらず、近年へイトスピーチと呼ばれ

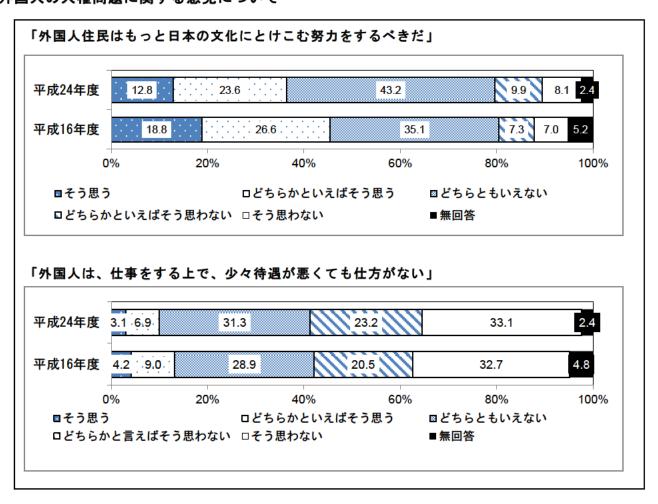
る特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的なデモ活動、インターネット上のそのような 差別的言動や他人を扇動する言動が社会的関心を集める中、国連の委員会から日本政府に対 してヘイトスピーチへの対処が勧告されました。また、県議会では、人種差別・民族差別を 煽るヘイトスピーチ等の対策について法整備を含む強化策を求める意見書を関係行政庁に提 出すること等を内容とする請願が採択されました。引き続き啓発活動をはじめとするさまざ まな取組を行っていく必要があります。

さらに、三重県に暮らす外国人住民が、支援を受けるだけでなく、地域の一員として、身近な地域のことに参加、参画し、行政に対して意見を述べ、その能力を発揮できるよう仕組みや環境を整備していくことも課題となっています。

今後一層、外国人と日本人が相互理解を深め尊重しあい、共に安心して快適に暮らしてい ける多文化共生社会の実現に向けた取組が必要です。

※ 「外国人住民」、「外国人児童生徒」という言葉は、本来外国籍の住民等を意味しますが、 本方針では日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある住民や児童生徒も含めて使用しています。

【関連データ】 外国人の人権問題に関する意見について



資料:「人権問題に関する三重県民意識調査」(平成24年度実施)三重県

【めざす姿】

外国人住民が、教育、医療、就労等の生活面に関して、行政等による十分な情報や支援を得るとともに、自国の文化や習慣、価値観等が尊重され、地域の活動や方針決定等へ参加、 参画しています。

日本人も外国人住民等も、文化や習慣、価値観の違い等の文化的背景の多様性を互いに認めあい、共に地域社会の一員として尊敬し、差別や偏見のない環境のもとで、安心して暮らせる地域社会づくりを進めています。

【基本方針】

- 学習や啓発の取組を推進し、国籍や文化の違いを認めあい、対等な関係のもとで地域 社会の一員として安心して共に生きていける社会づくりを進めます。
- 行政、企業、住民組織・NPO等の多様な主体が連携し、文化的背景の異なる住民が 一緒に地域社会を築いていける環境づくりに向けて、労働、医療、居住等さまざまな 点で安全で安心な生活を送ることができるよう引き続き支援を行います。
- 子どもの就学、行政や地域活動への参加の促進等の社会参画を推進し、外国人が当然 に尊重されるべき権利の擁護のために取り組みます。

【取組項目】

- 1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進
- 2 文化的背景の異なる住民が一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援
- 3 外国人の権利擁護と社会参画の促進

人権施策 406

外国人

【めざす姿】

外国人住民が、教育、医療、就労等の生活面に関して、行政等による十分な情報や支援を得るとともに、自国の文化や習慣、価値観等が尊重され、地域の活動や方針決定等へ参加・参画しています。

日本人も外国人住民等も、文化や習慣、価値観の違い等の文化的背景の多様性を互いに認めあい、共に地域社会の一員として尊敬し、差別や偏見のない環境のもとで、安心して暮らせる地域社会づくりを進めています。

【現状と課題(第二次行動プランの取組をふまえて)】

外国人住民が日本で生活していく上で必要な行政や生活に関する情報の多言語によるホームページでの提供や説明会の開催、多言語によるパンフレットの配布等により外国人住民のニーズに応えた情報提供を行いました。

外国人住民の生活全般や労働に関する相談に対応するため、多言語による相談窓口を開設したり、医療通訳の普及に向けて人材育成に取り組んだりして、外国人住民が安心して生活できるよう取組を進めました。

外国人児童生徒に対しては、就学状況の把握に取り組むとともに、初期の適応指導や市町が設置する日本語指導が必要な子どものための初期適応指導教室の取組への支援を行いました。

しかし、外国人住民が永住者として在留する割合が増加傾向にあることから、教育、医療、就労、防災等のさまざまな場面で課題が複雑化・多様化しています。外国人住民が安心して地域社会の一員として暮らせるようにするためには、外国人住民が抱える課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。また、外国人児童生徒の日本語指導や学習支援の充実が必要です。

【取組方向】

1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

① 多文化共生への環境づくり

国籍や民族等の異なる人びとが、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して、啓発を行います。

また、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」※1の普及に向けて、東海4県1市と地元経済団体等と連携して取り組みます。

② 国際理解教育及び国際理解等に関する啓発の推進

国籍や民族等の異なる人びとが、学校や職場等の社会のさまざまな場面においてお互いの違いを尊重し合い、学び合い、相互に協力する雰囲気を育み、異文化理解や地球的視野の拡大、人権感覚の涵養等、国際理解教育及び国際理解

等に関する啓発を一層進めます。

③ 外国人住民に関する歴史や現状等についての学習・啓発の推進 外国人住民が、日本で暮らすことになった歴史的経緯や社会的背景、現状等 についての学習・啓発を進めます。

2 文化的背景の異なる住民が一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な 生活の支援

① 外国人労働者の相談窓口の充実

外国人労働者に対する相談体制を充実し、労働に関するトラブルの未然防止に努めるとともに、労働委員会等のあっせんを紹介するなど、外国人労働者からの相談に対応します。

② 外国人住民に対する保健・医療・福祉等の環境整備

外国人住民が地域で安心して生活するためには、疾病等の予防とともに、円滑に医療を受けられる環境の整備が重要です。そのため、保健、医療、医療保険等の制度や仕組みを周知するとともに、市町・NPO等と連携して医療通訳制度の利用促進に取り組むなど、外国人住民が利用しやすい環境づくりを促進します。

③ 外国人住民への情報提供、相談窓口の充実

多言語による生活情報をインターネット上に掲示するなど、外国人住民が地域で安心して生活できるよう情報提供の充実を図ります。また、外国人住民のさまざまな相談に対応するため、少数言語も含めた多言語による相談窓口を設置します。さらに、外国人住民とのコミュニケーションの促進を図るため、日本語学習機会の提供や、必要な情報をわかりやすい日本語で伝える「やさしい日本語」の普及を図ります。

④ 外国人住民の居住の安定確保に関する支援

高齢者、障がい者、子育て世帯等住宅の確保に特に配慮を要する人(住宅確保要配慮者)の賃貸住宅への円滑な入居のため、多様な主体が連携して事業を実施する「三重県居住支援連絡会」を活用し、外国人住民の住居確保のための情報提供等の支援を行います。また、外国人住民が、地域の生活ルールを学ぶ機会を増やし、地域住民との相互理解が促進されるよう働きかけます。

⑤ 外国人住民への防災に関する支援

災害発生時に備えて、外国人住民への防災啓発や災害情報伝達体制の整備、 被災した外国人住民を支援するボランティアの育成等の支援を行います。

3 外国人の権利擁護と社会参画の促進

① 外国人住民による行政への参画の促進

外国人住民の意見を行政に反映させていくため、外国人住民の各種審議会委

員等への登用等、さまざまな機会をとらえ外国人住民の意見を行政に反映させ やすい仕組みをつくっていきます。

② 外国人児童生徒への教育支援

市町教育委員会や学校等と連携して、初期適応指導の充実を図ります。また、外国人児童生徒が在籍する学校等への巡回指導員の派遣や、電話等による教育相談窓口を設置するなどの支援を行います。さらに、就学に関する情報不足や保護者の不安定な生活環境等のさまざまな理由で、外国人児童生徒が不就学等とならないよう取り組みます。加えて、「外国人の子どもに向けたキャリアガイド」(多言語による職業案内)や先輩たちのメッセージを紹介する「キャリアガイドDVD」を活用し、外国人児童生徒の進路支援を行います。

③ 学習内容・指導方法及び教材の開発・普及、研修の充実 外国人児童生徒への日本語指導や国際理解教育等に関する学習内容・指導方 法の充実に努めます。

注:外国人に関する表記について

策定しました。

「外国人住民」、「外国人児童生徒」という言葉は、本来外国籍の住民等を意味しますが、本行動プランでは日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある住民や児童生徒も含めて使用しています。

三重県多文化共生社会づくり指針

2016 (平成 28) 年 3 月 三重県環境生活部多文化共生課

〒514-0009 津市羽所町 700 番地アスト津3階

Tel: 059-222-5974 Fax: 059-222-5984

E-mail: tabunka@pref.mie.jp

URL: http://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/